

令和8年 7月30日

報道機関各位

生活扶助基準改定に関する最高裁判決を 踏まえた生活保護費等の追加給付について

福祉こども部社会福祉課

平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する令和7年6月27日の最高裁判決を受けて、厚生労働省より保護費の追加給付等を行うことが示され、本市でも次のとおり追加給付を行うものです。

1 追加給付のスケジュール・支給方法

- ・生活保護を受給中の世帯＝決定通知を送付の上、8月末頃より保護費支給口座へ振込を開始（申出は不要）
- ・保護廃止世帯＝8月3日（月）より追加給付特設窓口にて申出書の受付を開始

2 特設窓口の設置

追加給付に関する相談業務及び申出書の受付業務に対応する追加給付特設窓口を、8月3日（月）より伊勢崎市役所東館1階楽屋に設置

問い合わせ先 社会福祉課 柿沼 Tel0270-27-2749

（内線5210）